

報告第7号

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年9月1日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00%)	— (20.00%)	2.2% (25.0%)	— (350.0%)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載している。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.00%)	191,449 千円

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載している。
- (3) 「備考」欄に、資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載している。

令和7年度

利根町健全化判断比率・
資金不足比率意見書

利根町監査委員

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	
2	審査の期日	
3	審査の手続	
第2	審査の結果	2
1	健全化判断比率	
(1)	実質赤字比率	
(2)	連結実質赤字比率	3
(3)	実質公債費比率	4
(4)	将来負担比率	5
2	資金不足比率	6
(1)	下水道事業会計（法適用企業）	

令和7年度健全化判断比率・資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

健全化判断比率	令和7年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15%
連結実質赤字比率	—	20%
実質公債費比率	2.2%	25%
将来負担比率	—	350%

資金不足比率	令和7年度比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20%

（注） 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、各比率は算定されないため、「—」と記載する。将来負担比率については、将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は、「—」と記載する。

2 審査の期日

令和8年8月5日（水）

3 審査の手続

この審査にあたっては、町長から提出された、健全化判断比率及び資金不足比率（以下「財政指標」という。）の算定過程を示す書類について、関係法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、関係法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか等に主眼を置き、関係証拠書類との審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された財政指標の算定過程を示す書類は、関係法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがなく、関係法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられており、財政指標の算定の基礎となった書類が適正に作成かつ算定されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 該当なし — %

一般会計等の実質収支額は、2 億 7,702 万 7 千円黒字となっており、前年度と比較して 477 万円減少している。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合であり、各会計とも黒字であるため比率が算定されていない。今後とも赤字とならないよう健全な財政運営に努められたい。

なお、当町の早期健全化基準は 15 %、財政再生基準は 20 % である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

一般会計等の実質赤字比率の状況

(単位：千円，%)

区分	実質収支額		増減額	増減率
	R 6	R 7		
一般会計	281,080	275,956	△ 5,124	△ 1.8
一般会計等に属する特別会計 (町営霊園事業特別会計)	717	1,071	354	49.4
合 計 (A)	281,797	277,027	△ 4,770	△ 1.7
標準財政規模 (B)	4,258,868	4,468,864	209,996	4.9
標準税収入額等	1,734,231	1,784,489	50,258	2.9
普通交付税	2,512,676	2,684,375	171,699	6.8
臨時財政対策債	11,961	0	△ 11,961	△ 100.0
実質赤字比率	—	—	—	—

(注) 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示している。

(注) 一般会計には、災害援護資金貸付金の償還金のうち、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に被災者から償還を受けた分を含んでいる為、歳入歳出決算書の実質収支額と 19 千円異なる。

(2) 連結実質赤字比率 該当なし — %

全会計を対象とした実質収支額は、5億1,064万9千円の黒字となっており、前年度と比較して5,371万9千円増加している。

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合であり、全会計の合計が黒字であるため比率が算定されていない。今後とも赤字とならないよう健全な財政運営に努められたい。

なお、当町の早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額 (D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

連結実質赤字比率の状況

(単位：千円，%)

区分	実質収支額		増減額	増減率
	R 6	R 7		
一般会計等（ア及びイの合計）（A）	281,797	277,027	△ 4,770	△ 1.7
ア 一般会計	281,080	275,956	△ 5,124	△ 1.8
イ 町営霊園事業特別会計	717	1,071	354	49.4
公営企業会計（B） （下水道事業会計）	45,150	57,291	12,141	26.9
公営事業会計（アからオまでの合計）（C）	129,983	176,331	46,348	35.7
ア 国民健康保険特別会計（事業勘定）	16,369	44,278	27,909	170.5
イ 国民健康保険特別会計（施設勘定）	20,931	16,345	△ 4,586	△ 21.9
ウ 介護保険特別会計	88,661	111,056	22,395	25.3
エ 介護サービス事業特別会計	1,839	1,519	△ 320	△ 17.4
オ 後期高齢者医療特別会計	2,183	3,133	950	43.5
合計（D）＝（A）＋（B）＋（C）	456,930	510,649	53,719	11.8
標準財政規模（E）	4,258,868	4,468,864	209,996	4.9
連結実質赤字比率	—	—	—	—

(注) 全会計の実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。

(3) 実質公債費比率（3カ年平均） 2. 2 %

一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金（公債費に準ずるもの）を加えた額の標準財政規模に対する比率であり、前年度に比べ0. 6ポイント増加している。

単年度比率では、普通交付税及び市町村民税の増加により、実質公債費比率を算定する際の分母となる標準財政規模が増加しているが、分子となる元利償還金及び準元利償還金の合計額が大幅に増加したことにより、1. 01ポイント増加している。

その増加の要因として、準元利償還金は、利根地区土地改良事業負担金の償還終了等により減少しているものの、元利償還金が、平成29年度に過疎地域に指定されたことにより、元利償還金のうち70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、他の事業債よりも財政運営上で有利な過疎対策事業債を活用していることから、元利償還金が大幅に増加したことによるものである。

早期健全化基準である25%や財政再生基準である35%を大きく下回る状況を維持しているが、過疎対策事業債の活用により元利償還金は増加傾向にあることから、今後も引き続き適正な町債発行により公債費負担の軽減に努められたい。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)} - \text{基準財政需要額に算入された公債費等の額(D)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{基準財政需要額に算入された公債費等の額(D)}}$$

実質公債費比率の状況

(単位：千円，%)

区分	R 5	R 6	R 7
合計 (A) + (B)	446, 172	483, 083	538, 195
元利償還金（公債費充当一般財源等額） (A)	377, 840	404, 201	447, 936
準元利償還金（アからエまでの合計） (B)	68, 332	78, 882	90, 259
ア 満期一括償還地方債に係る年度割相当額	0	0	0
イ 公営企業債の元利償還金に対する繰入金	16, 531	35, 512	51, 282
ウ 組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	36, 258	32, 998	32, 813
エ 債務負担行為に基づく支出額	15, 543	10, 372	6, 164
標準財政規模 (C)	4, 122, 573	4, 258, 868	4, 468, 864
基準財政需要額に算入された公債費等の額 (D)	390, 228	399, 831	409, 539
(A) + (B) - (D)	55, 944	83, 252	128, 656
(C) - (D)	3, 732, 345	3, 859, 037	4, 059, 325
実質公債費比率（単年度） (%)	1. 50	2. 16	3. 17

(4) 将来負担比率 該当なし — %

将来負担額については、組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等が減少しているものの、過疎対策事業債の発行等により一般会計等に係る地方債の現在高が大幅に増加したことにより、前年度と比較して1億3,038万9千円増加した。

充当可能財源等については、公共公益施設維持整備事業基金及び環境施設整備基金等の取崩しにより減少しているものの、過疎対策事業債算入が大幅に増加したことにより、前年度と比較して3,087万2千円増加した。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来負担する実質的な負債の返済に充てることができる基金、地方債現在高等に係る交付税措置見込額等の充当可能財源等の見込額が、将来負担する実質的な負債額を上回ったため、今年度も比率が算定されない。

なお、比率は算定されないが、町税の減収による財源不足から、将来負担額に対する充当可能額である基金を取り崩しながら財政運営を続けている厳しい財政状況であるので、引き続き町債の発行を抑制し、地方債現在高の圧縮に努めるとともに、歳出削減を図りながら、財源の確保に努力していただきたい。

なお、当町の早期健全化基準は350%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{基準財政需要額に算入された公債費等の額(D)}}$$

将来負担比率の状況

(単位：千円)

区分	R 6	R 7	増減額
将来負担額（アからクまでの合計） (A)	7,166,140	7,296,529	130,389
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	6,164,691	6,273,573	108,882
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	9,292	3,128	△ 6,164
ウ 公営企業債等繰入見込額	151,712	212,603	60,891
エ 組合等負担等見込額	465,163	438,378	△ 26,785
オ 退職手当負担見込額	375,282	368,847	△ 6,435
カ 設立法人等の負債額等負担見込額	0	0	0
キ 連結実質赤字額	0	0	0
ク 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等（ケからサまでの合計） (B)	7,701,973	7,732,845	30,872
ケ 充当可能基金	2,578,392	2,557,866	△ 20,526
コ 充当可能特定歳入	107,941	115,742	7,801
サ 基準財政需要額算入見込額	5,015,640	5,059,237	43,597
標準財政規模 (C)	4,258,868	4,468,864	209,996
基準財政需要額に算入された公債費等の額 (D)	399,831	409,539	9,708
(A) - (B)	△535,833	△ 436,316	99,517
(C) - (D)	3,859,037	4,059,325	200,288
将来負担比率	—	—	—

2 資金不足比率

(1) 下水道事業会計（法適用企業） 該当なし — %

資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率であることから、資金不足額が生じていないため比率が算定されていない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）}}$$

資金不足比率算定の基礎数値

(単位：千円)

会 計	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
下水道事業会計	—	191,449	—

令和8年8月20日

利根町監査委員 飯 塚 正 夫

利根町監査委員 船 川 京 子